

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成26年 7 月 16 日

水 曜 日

第 3789 号

目 次

公 告

○平成26年度屋外広告物講習会の開催	1
○鳥獣保護区特別保護地区の指定に係る公聴会の開催	3
○富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施	4
○土地改良区の役員の就退任	7
○特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	9
○特定非営利活動法人の設立認証の申請	11

公 告

平成26年度屋外広告物講習会の開催

富山県屋外広告物条例（昭和39年富山県条例第66号）第26条第1項の規定により、平成26年度屋外広告物講習会を次のとおり開催するので、同条例第33条の3第2号の規定により公示する。

平成26年 7 月 16 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 講習会の開催日時

平成26年 8 月 22 日（金）午前 9 時 30 分から午後 4 時 30 分まで

2 講習会場

富山市舟橋北町 7 番 1 号 富山県教育文化会館 501号室

3 講習科目

- (1) 屋外広告物に関する法令
- (2) 屋外広告物の表示の方法に関する事項
- (3) 屋外広告物の施工に関する事項

4 受講申込手続

富山県屋外広告物条例施行規則（昭和49年富山県規則第36号）第26条第2項に

規定する屋外広告物講習会受講申込書に、必要な事項を記載して申し込むこと。

5 受講申込先

富山市大泉東町一丁目11番28号

富山県屋外広告美術協同組合

6 受講申込期間

平成26年7月16日（水）から平成26年8月15日（金）まで

7 受講手数料

3,000円（富山県収入証紙により納付すること。）

8 講習会の課程の一部免除

次に掲げる者については、講習科目のうち屋外広告物の施工に関する事項の課程を免除する。

(1) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士の資格を有する者

(2) 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第2条第4項に規定する電気工事士の資格を有する者

(3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条第1項に規定する第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者

(4) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づく職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者であって、帆布製品製造取付けに係るもの

9 講習会修了証書

講習会の課程を修了した者に対し、屋外広告物講習会修了証書を交付する。

10 その他

詳細については、富山県土木部建築住宅課（電話076-444-9661）に問い合わせること。

鳥獣保護区特別保護地区の指定に係る公聴会の開催

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第4項において準用する同法第28条第6項の規定により次のとおり公聴会を開催するので、富山県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成15年富山県規則第43号）第3条の規定により公示する。

平成26年7月16日

富山県知事 石 井 隆 一

1 開催日時

平成26年8月7日（木） 午前10時から午前11時まで

2 開催場所

富山県富山総合庁舎1階 102号会議室

3 意見を聴こうとする案件

ねいの里鳥獣保護区特別保護地区の指定について

鳥獣保護区特別保護地区の指定に係る公聴会の開催

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第4項において準用する同法第28条第6項の規定により次のとおり公聴会を開催するので、富山県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成15年富山県規則第43号）第3条の規定により公示する。

平成26年7月16日

富山県知事 石 井 隆 一

1 開催日時

平成26年8月11日（月） 午前10時から午前11時まで

2 開催場所

富山県砺波総合庁舎1階 105号会議室

3 意見を聴こうとする案件

縄ヶ池鳥獣保護区特別保護地区の指定について

富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施

富山県の物品等調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第6条の規定により公告する。

平成26年7月16日

富山県知事 石 井 隆 一

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

凍結防止剤（塩化ナトリウム1トン袋詰） 予定数量 5,500トン

(2) 調達をする物品等の規格、機能、性能等

入札説明書による。

(3) 契約期間

契約締結日から平成27年3月31日まで

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（平成26年富山県告示第163号）第1の規定に該当しない者であること。

(2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登録されているものであること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（平成26年富山県告示第163号）第4の4に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

3 入札に参加する者に求められる義務

本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した規格、機能、性能等に適合するものであることを証明する書類等を

入札書に添えて、入札書の提出期限までに、4の(1)に掲げる入札書の提出場所へ提出しなければならない。

なお、提出した書類等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号
富山県出納局総務会計課用度管理係
電話 076-444-3423、3424（直通）

- (2) 入札説明書の交付方法

平成26年7月16日から同年8月20日までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

- (3) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時 平成26年7月29日 午前10時
イ 場所 〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号
富山県出納局総務会計課入札室

- (4) 入札書の提出期限

平成26年8月27日 午後5時15分

- (5) 入札書の提出方法

直接持参又は郵便（郵便による場合は、書留郵便とし、提出期限までに必着とすること。）

5 開札の日時、場所等

- (1) 開札日時 平成26年9月8日 午前10時

- (2) 開札場所 〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課入札室

- (3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いのもとで行う。開札に

立ち会うことができない者は、開札日の前日までに、その旨を 4 の(1)の機関に届け出るものとする。

6 入札保証金に関する事項

免除とする。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
- (3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

- (1) 入札書に記載する金額は、入札しようとする物品等の 1 トン当たりの単価とする。
- (2) 落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の 100分の 8 に相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出し、かつ、3 の書類等の審査の結果この公告及び入札説明書に示した物品等を納入できると認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。
- (4) 本件調達契約は、特例政令の適用を受ける。
- (5) 本件調達契約に係る苦情の申立てがあり、富山県特定調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合においては、本件契約手続の停止等を行うことがある。
- (6) その他詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
Solid deicing agent (Sodium Chloride) Quantity:1 ton pack 5,500ton.
- (2) Your bid must be delivered not later than 5:15 p.m. on August 27, 2014
- (3) Contact point for notification:
General Affairs,Accounting and Property Management Division
Treasury Bureau
Toyama Prefectural Government
1-7 Shinsogawa, Toyama-shi, Toyama Pref.
930-8501 Japan
Telephone: 076-444-3423, 3424

土地改良区の役員の退任

富山市月岡土地改良区の役員であった次の者が平成26年6月25日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成26年7月16日

富山県知事 石 井 隆 一

職 名 氏 名 住 所

理事	久保 創	富山市月岡町一丁目	80番地
同	栗林悦朗	同 月岡町二丁目	80番地
同	深山一雄	同 月岡町三丁目	232番地
同	橋場 攻	同 月岡町四丁目	59番地 1
同	山本哲博	同 月岡町五丁目	453番地
同	村井 稔	同 月岡町六丁目	371番地
同	坂下重忠	同 開発	209番地
同	中島信之	同 上千俵町	826番地
同	布作良一	同 上布目	228番地
同	谷口隆試	同 中布目	124番地
同	牧野松文	同 上今町	102番地
同	合田初雄	同 大井	148番地
同	島田邦三	同 青柳	57番地
監事	小路重良	同 月岡町一丁目	85番地
同	島倉信雄	同 上千俵町	923番地
同	西崎義雄	同 上布目	358番地

土地改良区の役員の就任

富山市月岡土地改良区の役員に次の者が平成26年6月26日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成26年7月16日

富山県知事 石 井 隆 一

職名	氏名	住 所	
理事	小路正則	富山市月岡町一丁目	20番地
同	橋場幸二	同 月岡町二丁目	8番地
同	橋場磨雄	同 月岡町三丁目	810番地
同	橋場 攻	同 月岡町四丁目	59番地 1
同	野澤優列	同 月岡町五丁目	421番地

同	長 森 幸 作	同	月岡町六丁目	274番地 2
同	坂 下 重 忠	同	開発	209番地
同	島 倉 信 雄	同	上千俵町	923番地
同	布 作 良 一	同	上布目	228番地
同	谷 口 隆 試	同	中布目	124番地
同	牧 野 松 文	同	上今町	102番地
同	合 田 初 雄	同	大井	148番地
同	島 田 邦 三	同	青柳	57番地
監 事	大 塚 堅 吾	同	月岡町二丁目	173番地
同	野 尻 義 昭	同	上千俵町	590番地
同	永 森 勝 邦	同	中布目	366番地

特定非営利活動法人の定款変更認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定による特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年7月16日

富山県知事 石 井 隆 一

1 申請のあった年月日

平成26年6月19日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人とやま医薬・健康情報ライブラリーネットワーク

3 代表者の氏名

倉石 泰

4 主たる事務所の所在地

富山県富山市杉谷2630番地

5 定款に記載された目的

この法人は、薬学教育の充実に関する支援と教育研究資源の活用による地域企

業支援、医学教育の充実に関する支援と教育研究資源の活用による地域医療関係者支援、和漢医薬に関する総合情報システムの構築と活用及び医薬・健康情報提供システムの構築による保健医療人・健康業関係者の生涯学習環境基盤整備、県民への情報サービス等に関する事業を行い、学生・地域企業・保健医療人・健康業関係者の支援、県民の健康づくり等に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定による特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年 7 月 16 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 申請のあった年月日

平成26年 6 月 30 日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人フットボールセンター富山

3 代表者の氏名

堀井 朋基

4 主たる事務所の所在地

富山県滑川市高月町 129番地

5 定款に記載された目的

この法人は、主に富山県民に対して、サッカーを中心としたスポーツの普及および育成に関する事業を行い、スポーツ文化の振興、青少年の健全育成並びに地域の活性化に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の設立認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年7月16日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 申請のあった年月日
平成26年6月27日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ひみ森の番屋
- 3 代表者の氏名
鎌仲 義則
- 4 主たる事務所の所在地
富山県氷見市上田1557番地
- 5 定款に記載された目的

この法人は、氷見市周辺の放置森林等による里山への被害を防ぐため、森林等の整備を行い、それに伴って出る間伐材や竹の有効利用として、再生可能エネルギー等を活かした新たな産業の導入に関する事業、既存産業の高付加価値に関する事業、行政等との協働に関する事業を行い、地域環境の保全と地域活性化に寄与することを目的とする。

